

花巻市市民参画・協働推進委員会（第4回）会議録

日 時 令和5年4月14日（金）午後1時30分～午後3時10分

場 所 花巻市生涯学園都市会館 2階 第1中ホール

出席者 委員出席者13名 佐藤 良介（委員長・花巻商工会議所）、関上 哲（副委員長・富士大学教授）、細川 祥（花巻市社会福祉協議会）、長山 ゆかり（花巻市校長会）、盛山 タサ（花巻市老人クラブ連合会）、佐藤 洋子（花巻市地域婦人団体協議会）、太田 陽之（花巻市民活動ネットワーク協議会）、佐藤 貴哉（花巻青年会議所）、伊藤 絹子（内川目地区コミュニティ会議）、菅原 房子（大瀬川活性化会議）、多田 優子（東和東部地区コミュニティ会議）、高橋 久美子（公募委員）、新田 彩乃（公募委員）

委員欠席者 2名 佐藤 道輝（花巻農業協同組合）、新田 真理子（公募委員）

市側出席者 5名 藤井 保宏（地域振興部長）、鈴木 淳子（地域づくり課長）、大竹 誠治（地域づくり課長補佐）

【事務局】藤井 保宏（地域振興部長）、鈴木 淳子（地域づくり課長）、大竹 誠治（地域づくり課長補佐）、藤村 真由美（地域づくり課市民協働係長）、富松 大地（地域づくり課市民協働係主査）

傍聴者 1名

次 第 1 開会

2 あいさつ

3 審議

花巻市市民参画条例制定に係る審議

花巻市市民参画条例（素案）について（地域振興部地域づくり課）

4 その他

5 閉会

1 開会 （開会 午後1時30分）

事務局 本日はお忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

（鈴木課長） 開会に先立ちまして委員会成立のご報告をいたします。本日は花巻市市民参画協働推進委員会委員15名の方のうち11名のご出席をいただいております。（開会後の審議開始前に2名到着し、計13名の参加）花巻市市民参画協働推進委員会規則第5条の規定により、半数以上の委員が出席しておりますので、委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

審議に入ります前に委員の交代についてご報告いたします。本日、皆様のお手元にお配りしております委員名簿をご覧ください。委員名簿4番、前委員の谷村晴子委員に代わり、花巻市校長会より推薦いただいた長山ゆかり委員に本日からご参加いただいております。

それでは、ただいまより第4回花巻市市民参画・協働推進委員会を開会いたします。初めに佐藤委員長よりご挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ

佐藤委員長

皆さんこんにちは。委員長を務めております、佐藤でございます。一言ご挨拶を申し上げます。新年度に入りました、2週間ほど経ちましたが皆様には年度初めの何かとご多用のところ、第4回委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ざいます。

今年は桜の開花も例年になく早く、街中も葉桜になったようでございますが、まさに春爛漫の季節を迎えておるわけでございます。今日は第4回委員会といたしまして前回、令和5年2月14日の第3回委員会でもご審議をいただきました花巻市市民参画条例の素案についてご審議をいただくということでございます。

これに基づいて市長から諮問をいただいておりますので、答申を行いたいと思っております。よろしくご協議賜りますようお願い申し上げます。

**事務局
(鈴木課長)**

ありがとうございます。委員会規則第4条第2項により、議長は委員長となります。それではよろしくお願ひいたします。

**3 審議
佐藤委員長**

それでは議長を務めさせていただきます。本日の委員会の審議事項でございますが、花巻市市民参画条例素案についてということでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。始めに、事務局の方から今までの経過を含めまして、市民参画条例素案について、それから市民参画条例施行規則素案について説明をいただき、その後、委員の皆さまからご質問ご意見等をお伺いいたしたいと思いますので、よろしくお願ひをいたしたいと思います。それでは始めに事務局より説明をお願いいたします。

**事務局
(藤村係長)**

皆さまこんにちは。市民協働係の藤村と申し上げます。それでは、着座にて説明をさせていただきます。

はじめに、新たに委員としてお迎えした方もいらっしゃることと、前回の委員会で条例素案を説明申し上げてから時間が経過しておりますので、市民参画条例を制定することについて、再度確認をさせていただきます。

花巻市では、平成20年3月にまちづくり基本条例を制定しております。この制定の際には、市民による30回を超える議論による提言、その提言を基に有識者にもご参加をいただいた策定委員会での素案作成、素案についてのパブリックコメント、市議会での特別委員会を設置しての議論を経て議決が行われ、まちづくり基本条例が制定されております。このまちづくり基本条例の第12条に市民参画が規定されており、同条第2項では、市民参画については別に条例を定めると規定しております。この規定に基づき、市民参画条例の制定を行うこととなり、委員の皆様に素案をお示しさせていただいたものです。

なお、市民参画条例は、市の基本的な方針を定める、あるいは市民の皆様に何らかの制限を課すものではないことから、まちづくり基本条例及び市政への市民参画ガイドラインで定められている市民参画が必要な条例には当たりませんが、市民参画そのもののルールを定めるものでありますことから、市として特に必要と認めて市民参画を行うものであり、それに当たっては市民参画・協働推進委員会のご意見を伺いながら進めることとしているものです。

それでは、市民参画条例素案の内容ですが、平成20年にまちづくり基本条例を制定した以後に行ってきた当市のこれまでの市民参画の評価のため、県内を含む全国の先例地について調査を行いました。また、市民参画・協働推進委員による評価もいただき、その結果、これまで当市がまちづくり基本条例と市民参画ガイドラインにより行ってきた市民参画については、他市と比較しても不足はないとの考えに至ったことから、新たに制定する市民参画条例は、市民参画ガイドラインの内容を基本として検討をしてまいりました。

2つ目として市民参画の事務手続きを定める市民参画条例施行規則には、現在の

市民参画ガイドライン運用マニュアルに規定している内容を基本として素案を作成しております。お配りしておりました市民参画条例素案及び市民参画条例施行規則素案をご用意ください。

資料No.1をご覧ください。条例素案の要点についてご説明をいたします。

第1条、本条例の趣旨は、花巻市まちづくり基本条例第12条第2項の規定に基づき、市民の参画に関する基本的な事項を、第2条、定義は、第1号から第3号についてはまちづくり条例にも規定されておりますが、本条例で使用する市民参画に関する言葉として改めて定義します。第4号から第8号については、市民参画の方法について規定しているものです。

第5条、市民参画の対象については、まちづくり基本条例に規定されておりませんので、本条例で規定しようとするものです。第1項第5号の市民参画の対象となる「大規模な市の施設」については、具体を規則で定めるものでありますので、規則の方でご説明します。第1項第6号の市民参画の対象となる「特定の地域」については、ガイドラインに規定している特定の地域に関し規定しようとするものです。この場合の、特定の地域の最小範囲は、これまでの市民参画の実績から、コミュニティ地区の区域とし、複数の区域を対象とする事業も参画対象としようとするものです。第2項第1号の市民参画の対象としないことができる「軽微な事項」については、現在のガイドラインの説明文を使おうとするものです。

第7条、市民参画の実施時期については、まちづくり基本条例に規定されておりませんので、本条例で規定しようとするものです。

第8条から第12条までは、それぞれの市民参画の方法の実施について、市の執行機関が留意すべきことを規定しようとするものです。

第14条、市民参画の点検及び評価については、外部評価を行う本委員会と内部評価を行う職員チーム会議の所掌であり、実施についてはいずれも「本条例の施行規則」で規定しようと考えたものです。以上で、条例素案の説明を終わります。

続きまして、市民参画条例施行規則素案の説明をいたします。資料No.2をご覧ください。始めに改めてご確認をさせていただきますが、本規則については、市政への市民参画ガイドライン上、市民参画の対象となるものではありませんが、条例の中身を補完する参考資料としてご提示しているものです。よろしくお願いいいたします。

説明は4点に絞って行いたいと思います。

1点目は、本市の特徴でもあり、皆様からも評価をいただいている内部評価と外部評価の2段階評価の仕組みについて、規則に定めることといたしました。

なお、本委員会の設置根拠については、現在は、まちづくり基本条例第15条、市民参画・協働推進委員会規則に基づいておりますが、これを市民参画条例と規則に規定し、市民参画に関することは、こちらを見ればわかるようにと整理をするものです。このことから、附則により既存の規則の廃止と併せて経過措置を規定しています。委員の皆様、委員長、副委員長の任期に影響しないものであります。併せてこれまで要綱で規定しておりました内部評価を行う職員チームを本規則第11条から第15条に位置づけました。

2点目は、第2条に大規模な市の施設として「事業費が5億円以上」とする基準を新たに設けました。これについては、職員チーム会議、市民参画・協働推進委員会でもわかりやすい基準が必要であるとのご意見をいただきましたことから、他市事例の調査も行って基準を設けようとするものです。額については、他市事例の考え方と当市のこれまでの市民参画の実績から5億円と設定しました。事業費の考え方としては、用地費、調査設計費、工事費等その他の施設の設置にかかる総事業費を想定しております。

3点目、第3条に市民参画を行わないことができるものとして「軽微な事項」の考え方を定めております。これにつきましても職員チーム会議及び委員会の皆さんから基準を示した方が良いとのご意見をいただいたものになります。例えば他市事例等には「法令を引用している箇所がある場合に、法令の改正により引用部分の条項等が移動した場合や、用語の表現が変わった場合」などを規定しており、そうした例と当市のガイドラインの表現も含めて検討したものになります。

4点目として、公表の方法についてです。ガイドラインでは、市の広報紙、ホームページ、そのほか効果的に周知できる方法と記載されていますが、これまでの市民参画の実績から具体的に6項目を定めました。ただし、方法は案件によって変わること、方法の手段も今後変化していくことが想定されることから、6項目中全部又は一部とし、例えばホームページ又はSNSというように、選択できるように考えたものです。以上で、条例制定の経緯と条例素案、規則素案についての説明を終わります。

佐藤委員長

ただいま、市民参画条例の素案作成に当たり、今までの経緯と条例素案から施行規則について説明がございましたが、何か皆さんの方からご質問でございますか。

(発言するものなし。)

佐藤委員長

特になれば、先ほど申し上げましたように条例素案、それから施行規則素案につきまして、一条ごとに皆さんのご意見をお伺いしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし。」の声あり)

佐藤委員長

では始めに、花巻市市民参画条例素案についてご意見をお伺いいたしたいと思います。まず趣旨、第1条でございますが、第1条、花巻市まちづくり基本条例（平成20年花巻市条例第24号。第2条及び第5条において「まちづくり条例」という。）第12条第2項の規定に基づき、市民の参画に関する基本的な事項を定めます。とありますが、これはよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

佐藤委員長

はい。では、次に定義ですが、第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義を定めます。第1号市民、市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び市内で事業を営むものをいいます。第2号市の執行機関、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。第3号市民参画、まちづくり条例第2条第3号に基づき、市民が、主体的にまちづくりに参加し、その意思決定にかかわることをいいます。第4号意向調査、市の執行機関が広く市民の意見等を把握し分析するため、当該事案に係る調査項目を設定し、定めた期間内に市民から回答を求めるものをいいます。第5号パブリックコメント、意思決定過程で必要な情報を公表し、市民に意見を求め、これを考慮して意思決定することをいいます。第6号意見交換会、住民説明会、公聴会その他の市民の意見を聴くこと又はフォーラム、シンポジウムその他の市民と意見を交換することをいいます。第7号ワークショップ 市民が主体性をもって研究・議論することをいいます。第8号審議会その他の附属機関 地方自治法第134条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関のことをいいます。

これについて何かご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。第1号の市民、それから第2号の市の執行機関から第3号の市民参画については、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし。」の声あり)

佐藤委員長

次に第4号から第8号までが市民参画の方法ということでございますが、意向調査、パブリックコメント、意見交換会、ワークショップ、審議会その他の附属機関ということでございますが、これについて何かご質問ご意見はございますか。

(「異議なし。」の声あり)

佐藤委員長

よろしいですか。特にないようでございますので、次に市民の責務ということで、第3条、市民は、自らの意見と行動に責任をもって、市全体の利益を考慮して市民参画に努めるものとします。第2項市民は、市民参画に関する市民相互の自由な発言を尊重するよう努めるものとします。ということですが、これについてはいかがでしようか。よろしいですか。

(「異議なし。」の声あり)

佐藤委員長

はい。では次に、市の執行機関の責務について、第4条、市の執行機関は、市民参画の機会を保障するとともに、市民参画の手続きにおいて、説明責任を果たすよう努めるものとします。第2項市の執行機関は、市民参画の手続きにおいて、市民にわかりやすい情報の提供と、市民との情報共有に努めるものとします。ということですが、これについてはいかがでしようか。これもよろしゅうございますか。

(「異議なし。」の声あり)

佐藤委員長

はい。次に市民参画の対象でございます。第5条、まちづくり条例第12条第1項に定める市民参画の対象は、次の各号に掲げるものをいいますということで、第1号市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更、第2号市政に関する基本方針を定める条例の制定、改正又は廃止、第3号 市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入、変更又は廃止、第4号市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定、改正又は廃止、第5号公共の用に供される大規模な市の施設（規則で定めるものに限りません。）の計画の策定又は変更、第6号特定の地域（花巻市コミュニティ地区条例（平成22年花巻市条例第42号）別表に規定するコミュニティ地区の区域の一つ又は複数の区域）を対象とし、前2号のいずれかに該当する事項、第7号市の執行機関が特に必要と認める事項ということでございますが、市民参画の対象についてはいかがでしようか。先ほど第6号の特定の地域について、事務局からも説明ございましたけれども、これもよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

佐藤委員長

次に第2項市の執行機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合については、市民参画を行わないことができるものとします。第1号軽微な事項として規則で定めるもの、第2号緊急に実施しなければならない事項、第

3号法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき実施する事項、第4号市の執行機関の事務処理に関する事項、第5号市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関する事項ということで、市民参画を行わないことができるものということでございますが、これについては何かご質問ご意見ございますか。先ほど事務局より、軽微な事項として規則で定めるものということございましたけど、これについてもよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

佐藤委員長

はい、それでは次に市民参画の方法でございます。第6条、市民参画の方法は、次の各号に掲げるものとし、対象となる計画又は条例等に応じて2以上の方法により行うものとします。第1号意向調査の実施、第2号パブリックコメントの実施、第3号意見交換会の開催、第4号ワークショップの実施、第5号審議会その他の附属機関における委員の公募、第6号前各号に掲げるもののほか適切と判断される方法とありますが、市民参画の方法について何かご質問ご意見ございますか。これもよろしくございますか。

(「異議なし。」の声あり)

佐藤委員長

はい、それでは、第2項市の執行機関は、前項各号に掲げる市民参画の方法を決定したときは、これを事前に公表するものとします。それから次に、市民参画の実施でございますが、第7条、市の執行機関は、前条第1項各号に掲げる市民参画の方法についてそれぞれ適切な時期に実施するものとします。第2項市の執行機関は、第5条第1項第6号に規定する事項の市民参画の方法を実施するときは、その地域の住民に対し、その地域の人を対象に行うものとします。第3項市の執行機関は、前条第1項各号に掲げる市民参画の方法を実施したときは、実施状況を公表するものとしますということでございます。実施時期それから対象から公表について規定されておりますが、よろしくございましょうか。

(「異議なし。」の声あり)

佐藤委員長

はい、では次に意向調査の実施でございます。第8条、市の執行機関は、第6条第1項第1号に規定する意向調査を実施する場合は、その目的を明らかにし、回答に必要な情報を併せて提供するものとします。これもよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

佐藤委員長

はい、では次に、パブリックコメントの実施、第9条、第6条第1項第2号に規定するパブリックコメントを実施する方法については、市の執行機関が別に定めるものとします。ということですが、これについてはいかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし。」の声あり)

佐藤委員長

はい、では次に意見交換会の開催でございます。第10条、市の執行機関は、第6条第1項第3号に規定する意見交換会を開催する場合は、幅広い市民が参加し、自由に意見を述べることができるよう努めるものとします。ということですが、こ

れもよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

佐藤委員長

はい、次はワークショップの実施でございます。第11条、市の執行機関は、第6条第1項第4号に規定するワークショップを実施する場合は、市民との共同作業を通じて多様な提案を引き出すとともに、当該事案が実現可能なものとなるよう助言するものとします。第2項前項に掲げるもののほか、市の執行機関は、議題、作業内容及び実施回数の設定並びに会議を進行する者の選任等を適切に行い、参加者の誰もが自由に意見を述べ、又は議論することができる環境を確保するよう努めるものとします。ということですが、ワークショップについてはよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

佐藤委員長

はい、では次に審議会その他の附属機関における委員の公募でございます。第12条、第6条第1項第5号に規定する審議会その他の附属機関の開催及び会議の公開並びに会議結果の公表については、市の執行機関が別に定めるものとします。ということですが、これもよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

佐藤委員長

はい、では次に花巻市市民参画協働推進委員会の設置でございます。第13条、市民参画・協働を推進するため、花巻市市民参画・協働推進委員会を設置するものとします。第2項前項に掲げる花巻市市民参画・協働推進委員会について必要な事項は、規則で定めるものとします。ということですが、これもよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

佐藤委員長

はい、では次に市民参画の点検及び評価でございます。第14条、市の執行機関は、市民参画によるまちづくりを推進するため、市民参画の手続の実施状況について点検及び評価を実施し、その結果を公表するものとします。第2項、前項に規定する点検及び評価は、前条に規定する花巻市市民参画・協働推進委員会が行う方法及び規則で定める方法により実施するものとします。ということですが、市民参画の点検および評価について、よろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

佐藤委員長

はい、それでは最後に委任ですが、第15条、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとしますということですが、これもよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

佐藤委員長

はい、それでは花巻市民参画条例の素案につきましては、一条ずつ皆さんのご意見をお伺いいたしましたが、全てこのとおりでよろしいということですので、市民参画条例素案についてはご承認いただいたものといたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

佐藤委員長

はい、では次に、花巻市市民参画条例施行規則の素案について、ご審議をお願いいたしたいと思います。これも一条ずつ読み上げながら進めさせていただきます。

始めに趣旨ですが、第1条、この規則は、花巻市市民参画条例（令和〇〇年花巻市条例第〇〇号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

それから、大規模な市の施設として、第2条、条例第5条第1項第5号に規定する大規模な市の施設は、事業費がおおむね5億円以上の公共の用に供される建物及び公園とするということでございます。これについてご質問ご意見ございますか。大規模な市の施設というのは、先ほど事務局から5億円以上の建物、公園ということで、総事業費で5億円以上という説明がありましたがよろしいですか。

(「異議なし。」の声あり)

佐藤委員長

はい、では特にご異議ないようでございます。次に、軽微な事項として第3条、条例第5条第2項第1号に規定する軽微な事項は、法令の改正に伴う条例の文言の改正、上位計画の変更に伴う表現の変更その他の政策的な判断を要しない事項とするということでございます。軽微な事項について、何かご質問、ご意見ございますか、これも規定どおりでよろしゅうございますか。

(「異議なし。」の声あり)

佐藤委員長

はい、では次に公表の方法でございます。第4条、条例及びこの規則の規定による公表は、次の各号に掲げる方法のうち全部又は一部のものにより行うものとするし、第1号市の広報紙への掲載、第2号市のホームページ又はソーシャル・ネットワーキング・サービスへの掲載、第3号コミュニティFM放送又は有線放送、第4号当該公表事項を所管する課等の窓口又は市の公共施設での閲覧又は配布、第5号報道機関への発表、第6号前各号に掲げるもののほか、市の執行機関が必要と認める方法ということでございます。公表の方法について第1号から第6号まで規定しておりますが、これもよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

佐藤委員長

はい、それでは次に市民参画の方法の実施予定及び実施状況の公表事項でございます。第5条、条例第6条第1項各号に掲げる市民参画の方法を決定したときは、同条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を事前に公表するものとする。第1号市民参画の対象事項等の名称、第2号市民参画の対象事項の内容、第3号市民参画の方法、第4号市民参画の方法の実施時期、第5号担当課等、第6号前各号に掲げるもののほか、市の執行機関が必要と認める事項ということでございます。事前に公表する事項について規定されておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし。」の声あり)

佐藤委員長

はい、次に第2項ですが、前項の規定に基づき公表した市民参画を実施したときは、前項第1号から第5号まで掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を条例第7条3項に規定する実施状況として公表するものとする。第1号市民参画の実施結

果、第2号前号に掲げるもののほか、市の執行機関が必要と認める事項ということでございます。これについてもよろしゅうございますか。

(「異議なし。」の声あり)

佐藤委員長

はい、では次に市民参画を行う適切な時期として、第6条、条例第7条第1項に規定する適切な時期は、市民への影響又は市民の関心度を考慮し、企画、立案、実施及び評価の過程から市民参画の方法を効果的に行うことができる時期とするということですが、これもよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

佐藤委員長

はい、次に委員会の所掌、第7条、条例第13条第1項で設置する花巻市市民参画・協働推進委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項について、市の執行機関の諮問に応じ調査及び審議し、又は市の執行機関に意見を述べるものとする。第1号市政への参画方法の研究や改善に関する事項、第2号市民参画と協働の推進に関する事項、第3号市民参画の評価に関する事項、第4号花巻市まちづくり基本条例（平成20年花巻市条例第24号）及び条例の見直しに関する事項でございます。市民参画・協働推進委員会の役割について規定されておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

佐藤委員長

はい、次に当委員会組織でございますが、第8条、委員会は、委員15人以内をもって組織する。第2項委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。第1号公共的団体から推薦された者、第2号学識経験を有する者、第3号公募による者、第3項委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする、でございます。これもよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

佐藤委員長

はい、次に委員会の委員長及び副委員長の規定でございます。第9条、委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。第2項委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。第3項副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。でございます。これもよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

佐藤委員長

はい、では次に委員会の会議でございます。第10条、委員会は、委員長が招集する。第2項委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。第3項委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる等々でございますが、これもよろしゅうございますか。

(「異議なし。」の声あり)

佐藤委員長

はい、では次に市民参画協働推進職員チームでございます。第11条、市民参画

と協働について検討するとともにその推進を図るため、市民参画・協働推進職員チーム（以下「職員チーム」という。）を置くということですが、これもよろしゅうございますね。

（「異議なし。」の声あり）

佐藤委員長

はい、次に職員チームの所掌でございます。第12条、職員チームは、次の各号に掲げる事項を処理するものとする。第1号市民参画と協働の研究・改善及び推進に関する事項。第2号、条例第14条第2項に規定する市民参画の手続きの実施状況の点検及び評価、第3号、前2号のほか条例に基づく市民参画と協働に関する事項でございますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし。」の声あり）

佐藤委員長

はい、では次に職員チームの組織でございます。第13条、職員チームの職員は20人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。第1号地域振興部地域づくり課長及び同課の課長補佐、第2号課長補佐又は課長補佐と同等の職にある者で、市長が指名する職員。これもよろしいでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

佐藤委員長

はい、次に職員チームのリーダーおよびサブリーダーでございます。第14条、職員チームにリーダー及びサブリーダー各1人を置く。第2項リーダーには、地域振興部地域づくり課長をもって充て、サブリーダーは同課課長補佐をもって充てる。第3項リーダーは、会務を総理し、会議の議長となる。第4項サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理するとございます。これもよろしいでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

佐藤委員長

はい、では次に会議でございます。第15条、職員チームは、必要に応じてリーダーが招集する。それから、次に委員会および職員チームの庶務として、第16条、委員会及び職員チームの庶務は、地域振興部地域づくり課において処理する、です。これもよろしゅうございますね。

（「異議なし。」の声あり）

佐藤委員長

はい、では次、委任ですが、第17条、この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。それから、附則ですが、第1項この規則は、令和〇年〇月〇日から施行する。そして、第2項で花巻市市民参画・協働推進委員会規則（平成20年花巻市規則第18号）は廃止するですが、これもよろしいでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

佐藤委員長

はい、次に経過措置ですが、第3項この規則の施行の際、現に委嘱された花巻市市民参画・協働推進委員会（次項において「旧委員会」という。）の委員である者は、この規則の施行日に、第8条第2項の規定により、委員会の委員として委嘱された

ものとみなす。第4項、前項の規定により施行日に委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第8条第3項の規定にかかわらず、旧委員会の委員としての任期の残任期間とする。第5項この規則の施行の際、旧委員会の委員長及び副委員長に選任されたものは、それぞれ、第9条第1項の規定により委員会の委員長及び副委員長に選出されたものとみなす。ということですが、すいません。この第4項の旧審議会の委員というのは旧委員会の委員ですよね。違いますか。

事務局 はい。そうです。
(大竹課長補佐)

佐藤委員長 それでは、第4項の最後のところ、旧審査会の委員としての任期の残任期間とすると規定されておりますが、これを旧委員会の委員としての任期の残任期間とするということで、旧委員会に訂正をお願いいたしたいと思います。
この経過措置についてもよろしゅうございましょうか。

(「異議なし。」の声あり)

佐藤委員長 それでは花巻市市民参画条例施行規則素案につきましても、1条ずつ皆様からご質疑をいただきましたが、特にご異議もないようでございますので、このとおり施行規則を制定するということで、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし。」の声あり)

佐藤委員長 はい。それでは全員賛成ということでご承認いただいたものといたします。
それでは市民参画条例素案、それから市民参画条例施行規則素案については、ご承認をいただきました。

4 その他
佐藤委員長 引き続きお手元に市政への市民参画の手引き(案)などが配布されておりますので、これについて事務局より説明をお願いいたしたいと思います。

事務局 地域づくり課の藤村でございます。それではご説明をさせていただきます。
(藤村係長) ただいま皆様から花巻市市民参画条例素案と施行規則素案についてご審議いただきまして承認をいただきましたことから、今後の手続きにつきましてご説明をいただきます。今後は、令和5年2月14日に行われました第3回委員会の市民参画計画書にもありましたとおり、パブリックコメントの実施に移ってまいります。まずパブリックコメントの実施についてご説明をさせていただきたいと思います

令和5年2月14日に開催いたしました第3回委員会において、市民参画条例制定に係る市民参画の2つの方法について「適正である」との評価をいただいたところであります。1つは、本委員会での審議ということで、本日も皆様にご審議をいただいたところであります。2つ目として、パブリックコメントを5月から6月にかけて、30日間実施する予定としておりました。つきましては、本日皆様にお示した、条例素案についてパブリックコメントの指針に基づき、実施したいと思います。

パブリックコメントの実施期間は、令和5年5月上旬から6月上旬の30日間を予定しております。提示する資料は、本日ご承認をいただきました、花巻市市民参

画条例素案、参考資料とて、同じく本日ご承認いただきました花巻市市民参画条例施行規則素案、そして、お配りしておりますカラーのA4両面刷りの資料、市民参画の流れについての説明資料の3点を考えております。カラー両面の説明資料につきましては、12月に開催された第2回委員会の際に、市民参画の仕組み、流れについて、図などを用いて市民にも分かりやすい説明資料があった方が望ましいのではないかというご意見を頂戴いたしましたことから、事務局で作成したものになります。内容としましては、市民参画について表に簡単な説明文、裏に図を記載しています。図につきましては、市の広報で市民参画の特集をした際に使用したものになりますので、ご覧いただいた方もいらっしゃるかもしれません。これらの資料により、パブリックコメントを実施してまいりたいと考えております。

条例素案の公表方法ですが、花巻市役所地域づくり課、花巻市役所総務課、各総合支所地域振興課、各振興センター、各市立図書館、花巻保健センター、生涯学園都市会館に備え付けるほか、市ホームページに掲載します。意見の提出方法として、住所、氏名、意見を記入の上、郵送、ファックス、電子メール、持参のいずれかにより提出いただくこととなります。なお提出していただく様式は自由としております。口頭や電話、匿名での意見の受付は行いません。意見への回答は、意見の概要と、意見に対する市の考え方について、個人情報に配慮した上で、市ホームページなどで公表します。

引き続きまして、ただ今、委員長からもご案内がございましたが、皆様のお手もとにもお配りしております、市政への市民参画の手引き（案）についてご説明をさせていただきたいと思います。こちらの資料をご用意ください。まずこの手引きの性格についてご説明をいたします。この手引きは、市民参画を実施する市職員向けの事務処理手順を記したものになります。ですので通常、市民の皆様の目に触れることはない資料になりますが、前回の委員会において、委員の皆様から、手引きの内容についても示していただきたいというご意見を頂戴したことから、今回、提示させていただくものです。また、委員の皆様には、市民参画計画書、市民参画報告書について、市民参画が適正に行われたかどうかを評価していただいておりますので、今回、参考資料としてご提示させていただいたものになります。

次に、手引きの構成についてご説明いたします。この手引きは、ローマ数字のⅠで市民参画についての基本的な事項を説明し、Ⅱで事務処理手順を説明する2段構成としています。最初にⅠについては、市職員全員が市民参画の必要性、重要性について認識した上で市民参画を実施していることが望ましいのですが、新採用職員や人事異動によって、新たに市民参画を必要とする計画などを策定する部署に異動になった職員に対し、市民参画の必要性を確認するために必須であると考え作成したものになります。次にⅡですが、担当部署における事務処理手順について記載しております。考え方として、現在の市政への市民参画ガイドラインやガイドライン運用マニュアルに記載があるものの、条例素案や規則素案に現れない部分について、詳しく記したものになります。

内容については、市民参画計画を作成する立場であり、内部評価をする立場でもある職員チームの意見も参考にしました。

また、評価の方法、評価の段階について、以前、この委員会でご意見を賜りました評価の基準について、現在は「適切である」「改善の余地あり」の2つしかないとめ、その中間というような評価の文言を設けるべきかどうか、その場合の表記について、事務局でも検討しておりますが、まだ決めかねている部分がありますので、決定のものではありません。これからパブリックコメントなどで条例素案に対して寄せられた意見を検討し、内容の見直しが必要となった場合には、それに連動してこの手引きについても修正を行うこととしております。

この手引きによる実際の市民参画の運用は、市民参画条例の施行以降になりますので、それまで検討を重ねていこうと考えております。よろしくお願ひします。

事務局
(大竹課長補
佐)

地域づくり課の大竹でございます。今、藤村が概要を申し上げた手引きの内容につきまして、若干私の方から補足をさせていただきたいと思います。

資料の2ページ目に目次を記してございます。ここで今申し上げましたとおりⅠとⅡという大きなくくりで、Ⅰについては、総括的な考え方について、Ⅱは事務処理の具体を定めたということです。3ページ目の部分で市民参画の考え方、それから必要性というものを職員にわかつていただくために、解説をしておるものでございます。3段落目の市民参画の保障というところの、後段でございますけれども、先ほど条例素案、それから規則素案で市民参画の対象としないことができるものをお話させていただきました。ただ、そういう場合におきましても、市の執行機関では、対象とされた事項はもちろんでございますけれども、それに該当しないものにつきましても、市の施策策定に当たって必要と判断されたときは、この市民参画の手法を参考に市民の意見を聞く機会を設けることに努めていくということを、ここに改めて書かせていただいたものでございます。

4ページ目、5ページ目でございますけれども、実際の市民参画を行う際の流れでございます。表の左の欄より市民、委員会、委員会は市民参画・協働推進委員会そして真ん中の欄の職員チーム、地域づくり課、右の欄の担当部署ということで、それぞれの役割別に手順を示しまして、このような手順で市民参画を行っていくという基本的な流れを示したものでございます。もちろん、これによらないものも若干出てくるかもしれませんけれども、基本線ではこのとおりでいくということです。

6ページ目でございますけれども、先ほどお話をさせていただきました市民参画の対象となるものにつきましては、条例素案、それから規則素案でお話をさせていただいたとおりですが、右側に具体例として過去の事例としてこういったものを市民参画の案件として、それぞれの分野で行ってきたことを職員に示したものであります。

7ページ目には、先ほど申し上げた、市民参画を行わないものについて、こういったものがあったということを示しております。

続きまして8ページ目でございます。市民参画の方法ということで、表4の左の欄に条例と規則で定めている1から6項目を記載し、右側の欄にその具体的な内容を示したものということになります。

それから9ページ目、市民参画の実施予定及び結果の公表ということであります。市民参画につきましては実施する際、そして終わった際に公表することということを定めておりますので、項目別に公表すべきことを具体的に示しているということでございます。

それから10ページ目でございますけれども、10ページ目の下段の市民参画の評価ということで、こちらにチーム会議とそれから市民参画・協働推進委員会の皆様による2段階評価について、示しております。

それから11ページの7番でございますけれども、評価という部分、委員会の皆様には諮問に応じて評価いただくことはもちろんですが、市民参画と協働の推進を図る役目も担っていただくこと、同じく職員チームは職員の立場で市民参画の推進を図るということを述べております。以上が市民参画の考え方でございます。

12ページ目以降は、具体的に担当部署が行う際の事務処理の手続きについて定めたいわゆる事務処理マニュアルというものです。こちらにつきましては、皆様方は直接お使いになるものではございませんけれども、市の職員は、策定しようとする計画は市民参画が必要なものかどうか迷った際にまずこちらで確認して、手続き

についてもこの中身を見て、流れが分かってほしいという思いで作ったものでございますので、こちらにつきまして説明は割愛させていただきます。繰り返しになりますが、12ページ目以降が市の職員のマニュアルであるということで、ご確認をいただければというように思います。

藤村が冒頭に申し上げましたように、直接こちらは市民の皆さんがあなたが目に触れる機会というのは、まずないわけでございますけれども、委員会の皆様は市民参画の手続き等についてご意見をいただくということがございますし、評価もいただいておりますので、お示しをさせていただきました。先ほど申し上げましたとおり今後パブリックコメント等も行って、内容について見直しが必要な意見をいただいて、条例素案や規則素案の見直しを行った場合は、連動してこちらの内容も変わっていくというものですございますので、まだ確定ではなく、あくまでもたたき台といったようなイメージでございますので、よろしくお願ひいたします。私からの補足は以上でございます。よろしくお願ひします。

佐藤委員長

はい、ただ今、市政への市民参加の手引き（案）ということで説明がございましたけど、何かご質問ございますか。関上副委員長。

関上副委員長

はい、関上ですけれども。大変素晴らしいものが、それこそ担当におきましたも作られてきているかと思うのですね。そうしたときに、ちょっと私、心配な部分あるのですけれども、市民の方々が目にするところの市民参画の方法、ほとんどが文章中心になっているようにも思うのです。今、説明がありました、市政への市民参画の手引き案という、この案の図式ですけども、4ページ5ページの部分を参考資料というような形で掲載することをご検討なさっておられるのかどうか。非常にとっても重要な部分かなと思うのです。市民の方々が市民参画によって、市政に参加できるという形にもなろうかとも思うわけです。いかがなものでしょうか。

佐藤委員長

はい。事務局お願ひいたします。

**事務局
(大竹課長補佐)**

はい。ご意見ありがとうございます。今、関上副委員長から、市政への市民参画の手引き（案）の4ページ5ページの図を使って説明してはいかがかということでお意見をいただきました。確かにこちらに詳しく書かせていただきました。ある程度、この市民参画というものについて、皆様方の様にご評価をいただいている方は、市役所としてはこういった場面を担っているのだなということをイメージしやすいかと思います。逆に市民参画そのものがどういったものか、まだ知らないという方からしますと、なかなかこの図で示した流れをご理解いただくのが、かえって難しいのではないかと考えております。それで私どもといたしましては、今回は別に市民参画についての説明資料を作成して、一般の方に、市民参画というものについて目にしたことがないという方につきましても、イメージしていただけるような図を作らせていただいておりましたので、この点ご了解いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

佐藤委員長

よろしいですか。関上副委員長

関上副委員長

はい。何度もこだわっているのですけども、大変結構かと思います。市民の方々が、確かに最初からこの手引きの図を見たら、これは何だと、こういうことになろうかと思います。

ただ、市民参画といったところを市民の方々に示していく必要もあるのではない

かなど、ちょっと私こだわるところが、その部分だけです。私自身も市民参画のお仕事を始めさせていただいておりますけれども、5年目にして徐々にわかってきましたというところもありまして、そういう意味では大変素晴らしいものがでてきておりますので、今後ともぜひ頑張っていただきたいなと思っております。

佐藤委員長 事務局が作成した資料の市民参画イメージ図の下のところに、外部評価、市民参画・協働推進委員会と内部評価、市職員チームと2段階評価を行っているということがこの図で示されているということだと思います。そうですよね。

事務局 はい。そうです。
(大竹課長補佐)

佐藤委員長 他にご意見ございませんか。菅原委員。

菅原委員 菅原です。いつもパブリックコメントについて、考えさせられるのですけども、この前、地区の何人かと集まって話をする機会がありまして、パブリックコメントって知っているかと聞いたら、誰も返事しませんでした。言葉自体に馴染みがないという感じでした。振興センターにいたので、何かあったときに、このようなものを一定期間、設置しているという話をしました。丁度そのときに森林関係の資料が置いていたのですが、とても厚くてこれを誰が短時間で見るのかなど、みんなも疑問に思っていました。

やはり要約したものとかが必要だと思いました。確かにあれだけ重要なものなので、実施前に資料を見ていただきたいのはわかるのですけども。

ちょっとした時に、図書館とかまなび学園とか振興センターに行ったときに、誰が目を通すのかな、どういう方が目を通すのかすごく疑問に思いました。もう少し要約されたものとか、あとはもう少し皆さんに興味を持っていただける形で公表できないのかなっていうのをすごく感じました。

とにかく一般の方たちは、このパブリックコメントについては全然馴染みがなかったような状況でしたので、その公表の仕方をもう少し考えていただきたいと思いました。

佐藤委員長 今の御意見はパブリックコメントのあり方についてですが、いかがですか。

事務局 はい、ありがとうございます。今の御意見につきましては、市全体に関わるパブリックコメントのあり方についてご意見をいただいたものと考えております。

そのようなご意見があるのは承知しております、そういった意味もありまして先ほどの関上副委員長からのご意見にも関連しますけれども、なるべく色をつけて目を引くようにですとか、あとは役所の文書らしくなく、これは何だろうというような感じで手に持つてもらえるように、そして資料につきましても、今回はなるべくシンプルにということで、条例素案そして、規則素案にしました。資料を見た瞬間にかなり分量があるものではなく、気軽に見ていただけるようにするにはどうすればいいかということを考えまして、今回はこういったような形を取らせていただきたいと考えておりますし、私ども地域づくり課では、今後、男女共同参画基本計画等でもパブリックコメントを行ってまいりますので、ただいまのご意見はその際にも参考にさせていただきたいと考えております。また、今後引き続き、府内に説明してまいりますので、委員の皆様からただいまのようなご意見をいただいている

という点につきましては、協議をさせていただきたいと考えております。

ただ、一方では、言い訳になってしまいますが、確かに計画というものは、ものによってはものすごい量になってしまいます。例えば今お話しeidaitiのような森林の計画ですと、エリア別に管理を行ってまいります、生息している年数によって、ここには伐採後また植林を行ってまいりますといったことをお示しする必要があります。実は、計画によってはその中身を含まないと国から補助をいただけないというようなこともありますし、なるべく情報を市民の皆様に提示し、ご意見をいただければということを考えているという部分もございます。わかりやすくしなければならないというのは、当然市役所でも考えておりますが、一方では盛り込まなければならぬ情報もだいぶ多くなってきてるという点もございまして、この点、言い訳になってしまいますが、どうかご理解をいただければというように考えております。

なお、今後も引き続き、わかりやすい資料を作っていくということについては、庁内でも周知に努めてまいりたいというように考えていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

佐藤委員長 他に何かございますか。多田委員。

多田委員 多田です。今の意見と関係するのですけども、色刷りの資料はやっぱり取りやすいですよね。そういうことで、例えば2つあるのですけど、パブリックコメントとか、いろんな方の参加に関わって意見をいただくのに、振興センターでも話し合い、意見をくださいということをしているのかなと。前は小さな市役所ということでスタートしたのですけど、今はそういう場があまりなくなってる、コミュニティの事業で、市民参画、市民としての市政への参画が非常に見えないというか実施していない感じでいます。したがって、是非コミュニティ会議でコミュニティとしての市民参画、意見、自分たちの地域に関連した内容だけでも意見をいただけるとすごく参考にならないかなと思います。

それから2つ目は、市民への参画がわかりやすいようにという説明ですけども、私は先月、ある計画を見たのですが計画書が厚くて。一応、全部のページをめくつてみましたが、具体的に市民の人がわかりやすい、こういう図のようなものをやると、最終的にこうなるのだなと具体的な身近な例をもとにしてやると発展して、他のことも考えられるのかなと思います。いっぱい欲張らないで、市民の身近な具体的なそういう例を基にして市民参画は行われていると示す。そして皆さんの生活と関わっているのですよということがわかるような具体例がないと、私達の生活に結びつかない、理解してもらえないかなと思っております。

その辺りは市が一生懸命考えられて取り組み始めているような気がしますけども、その辺りも生かされてくるといいのかなと思っています。よろしくお願ひします。

**事務局
(大竹課長補佐)** ご意見ありがとうございます。まずご意見をいただく場でございますけれども、身近なコミュニティを通じての意見、あるいはコミュニティそのものに対してのご意見ということもあります。やっと、私どももこのような会を気兼ねなく開催できる状況になってまいりました。今まででは、なかなか会議をするのにもはばからまして、特にコミュニティ会議自体が、会議をするということもかなり迷った時期もございます。実際に施設の利用制限もかけたりしました。ただ、コロナで制限をかけるということは、今後はおそらくなってくるのではないかということで、市としても事業の説明会等、去年から市政懇談会も対面での開催を復活し

ておりますし、今年度も通常どおり 27 コミュニティを回って開催するという方針でおります。ですので、徐々に徐々に対面で皆様方のご意見を伺いながらご説明をさせていただくという場面も復活してまいるかと思いますので、地域でも段々とそのような形で会議が行われているかと思います。

今いただいたご意見は、私どもコミュニティ会議も所管しておりますので、その中でも共有して考えさせていただきたいと思いますし、あと具体例を挙げてということで、実際に先ほど説明をしました計画書はこういった例ですということで、まずは担当する職員にわかるように、過去こういったものについて、市民参画をこのように行っていきますということをまず府内で共有させていただいて、市役所の職員が市民参画というものについて認識を深めて、市民参画を行う際は、わかりやすい資料の提供に努めるというようなことも規則の中に書かせていただいておりますので、何とかそのような形で、継続して周知を図ってまいりたいなというように考えておりましたので引き続きご意見いただければと思います。よろしくお願ひします。

佐藤委員長

はい、では次、高橋委員お願いします。

高橋委員

はい。市民参画っていうものをこのように出しているのは、やはり市民の意見を聞こうっていう考え方からこういう審議会もできているだと思います。なので、市役所の方々には、いろんな行政の面倒なこととか組織のいろんなことがあるとは思いますけれども、私達市民はそこをあまりよくわかってないのですが、市民の立場から勝手に市民の日ごろの意見を言うということです。今まで私も何回かこういう会議には出ていましたけどもいろいろ意見を言っても、なかなかそれが市の政策には反映されてないなというふうに思います。先ほどのコミュニティの話ですけれども、結局人数、地域の人数によって各コミュニティに市の予算を振り分けて、あとは勝手に使ってくださいっていう感じで。コミュニティの予算をどう使っていいか本当に悩んでいます。例えば失礼ですけども、どうでもいいと思うようなところに使っているとか、もちろん市の監査も入っているとは思いますけれども、やっぱりそういう市民に丸投げというわけではないでしようけれども、もうちょっと市の予算の使い方を考えていただければなと思います。

佐藤委員長

藤井部長お願いします。

**事務局
(藤井部長)**

市民参画条例素案あるいは規則素案の作りのことについて、今日皆様からご意見をいただいている中で、その中でも市民参画は市民との協働でいろいろまちづくりを考えていくと、そういうところに発展することなので、意見の聞き方が大事じゃないかという部分で皆さんにいろいろ考えていただいていると思っています。今の話の中でコミュニティ会議のことでありましたが、コミュニティ会議は 27 地区があるということで、それぞれ明治時代、昭和の合併する以前の市町村など旧単位でやってきた地域づくりを再び行うために、自分たちが必要な事業はないですかということで交付金を支給させていただいております。

合計額 2 億円ということで支給させていただいている交付金については、地域づくりにどうしても必要だということで配分をしております。コミュニティの会長と、あるいは役員の方々からはもう少し必要だとか、このくらいの額が足りないというところも出ております。

それで今の話では、コミュニティ会議の中には何に使っていいのか分からぬところも確かにあるので、私達もそれを確認していくことは必要だと思います。そういう意味でコミュニティ会議の方々も地域の方々からいろんな話を聞いて、その地

域の中で協働の事業をやっていく、まちづくりになるコミュニティ会議をやっていくというのは重要なことではないかと思います。逆に丸投げではなくてお金を出したからやりなさいじゃなくて、その地域の中で特色ある地域づくりを進めていく上で必要な事業に使ってほしいと私達は思っています。ただし、使い方については悩むところもあるかと思います。そういうところはやはりその地域にいる住民の方の意見をきちんと聞きましょうとか、使い方はこうやった方が効果的じゃないかというところ、それは自治体の市民参画ではなくて地域の中でのコミュニティエリアでの地域住民参画みたいな感じになると思います。そういうところでの参考の意見だと捉えさせていただきたいと思いますので、それにつきましては、今の高橋委員のお話についても何とか内部で、考えていきたいというふうに思いました。以上です。

高橋委員

はい、確かに今の話もそのとおりだと思いますが、各地域に人口割によって予算を割り付けているので、皆さん足りない多いと困っていると思うのですね。

ですから、市役所の方でも多分、今年度は来年度、私達の課ではこのような事業をするので、こういうことにお金を使いたいですという計画書を前年度に出すと思います。ですから各コミュニティ会議の場合も、来年度私達はこういう事業主体度でこのくらいの予算をくださいと各コミュニティ会議がそのように市の方に申請してやれば、余ることもないでしょうしと思います。最初にもう予算を割り付け出しているところがどうもどんぶり勘定でもないでしようけれども、なんていうか必要なところと必要でないところがいろいろあると思いますので、そのように各地区のコミュニティ会議から申請させるっていうような方法も面倒かと思いますけどもそういう方法もありではないかなと思います。すいません。

多田委員

何回もすいません。多田です。コミュニティ会議ですけれども、この前予算会議があつて総会に備えての話し合いをしました。そのときに予算の関係でちょっと意見があつたので話したら、コミュニティ会議の事務局は、みんなから要望があつた地域の考えにただ支援するだけだと。私達はどういう事業をやるかとか、どういう方向にコミュニティを持ってきて、どんな事業が必要かというのではありません、自治会の方から出てきたものに予算を配分するだけだというような感じの話がありました。したがって、今、高橋さんがお話をされたように、こういうような地域コミュニティづくりをしたいからこのくらいの予算が欲しいと言うように発想を変えていけば、いいのかもしれないなと思いました。確かに、各自治会の要望を聞いて、この地域はこういうのをやればいいんだなと思いますが、それ以前に予算です。この地域にとってこの事業は必要なのかとそれを優先されるよりも、予算内でできるかできないかと、そういうような視点の方が強いような気がしています。コミュニティの地域づくりは、こんなもんでいいのかなと思いながら話をさせていただいているのですけれども、本当に予算の獲得競争みたいな感じもないわけじゃないので、もう少し地域づくりの方向にコミュニティ会議を自分たちで考えてやる、予算をどう使うかではないっていう考えになればいいのかなと考えております。コミュニティ会議への支援の仕方が出てくれればありがたいなと思っています。よろしくお願ひします。

佐藤委員長

藤井部長お願いします。

**事務局
(藤井部長)**

はい、今日の協議の内容とは違いますが、お答えいたします。地域の方の意見を聞き地域をどうやって変えていくかという面では、同じようなことも言えるのかと思います。コミュニティ会議に対する地域づくり交付金については、今まででは面積

割、世帯割、均等割という形でお出ししております。

最低のところは400万ほど、最高のところ1,200万ほどだったと思います。それで最も大事なのは、将来こういう形になるという地域ビジョンを策定しまして、将来に向かってどうしたらしいのかと考えるための交付金であります。ですから、1年ごとに金額を変えられると、継続して3年後はこれやろう、4年後にこれやろうということができなくなったりする場合もあります。

ですが、今言われたように、例えば本当に事業をやる上ではこれが必要だとか、あるいはこここの事業はちょっとやめたいと思うけれどどうでしょうということもあるかもしれませんので、それについては別口で、地域づくり交付金のあり方は、その都度協議、検討することもあります。それについては私達の方も協議するときの参考とさせていただきたいと思っております。今日その面では進め方のご意見として承らせていただきました。

佐藤委員長

はい、地域づくり交付金のあり方についてご意見があったということでお願いしたいと思います。ありがとうございます。

他にございませんかよろしいでしょうか

(発言するものなし)

佐藤委員長

次に、次回の委員会の開催についてお話ををお願いしたいと思います。事務局からお願いします。

事務局

(鈴木課長)

はい、次回は、5月25日（木）午後1時30分から、市役所本館3階302・303会議室にて開催予定でございます。

ご審議いただきたい案件がございますので、皆様には追って通知にてお知らせいたします。よろしくお願ひいたします。

5 閉会

事務局

(鈴木課長)

これをもちまして、本日の委員会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

(閉会 午後3時10分)